

第一回 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

日時：令和6年7月4日（木）

午前10時から午前12時まで

場所：市庁舎18階みなと6・7会議室

次 第

1 こども福祉保健部長あいさつ

2 委員紹介

3 事務局紹介

4 議事

- (1) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会運営要綱について 資料2
- (2) 次期計画の策定について 資料3 資料4
- (3) 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画(令和7年度～11年度)策定に向けた方向性について 資料5-1 5-2 資料6
- (4) 意見交換

【配布資料】

- | | |
|-------|---|
| 資料1 | 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会運営要綱 |
| 資料3 | 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について |
| 資料4 | 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30年度～令和6年度）の概要 |
| 資料5-1 | 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画(令和7年度～11年度)策定に向けた方向性について |
| 資料5-2 | 骨子案イメージ |
| 資料6 | 令和5年度ひとり親家庭アンケート調査結果 |

【別添資料】

- 別添1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）
- 別添2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）

- 【冊子】 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30年度～平成6年度）

横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会 委員名簿

■委員

(50音順、敬称略)

| | 氏名 | 所属・役職 |
|---|---------------------|---|
| 1 | かわた えつこ 川田 悦子 | マザーズハローワーク横浜 統括職業指導官 |
| 2 | しのはら けいいち 篠原 恵一 | 母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施設長 |
| 3 | にわ あきこ 丹羽 麻子 | 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜 相談センター長 |
| 4 | はまだ しずえ 濱田 静江 | 社会福祉法人たすけあいゆい 理事長 |
| 5 | ほんま はるよ 本間 春代 | 本間法律事務所 弁護士 |
| 6 | まつうら まさよし 松浦 正義 | 横浜市民生委員児童委員協議会 緑区民児協理事 |
| 7 | みちした くみこ 道下 久美子 | 一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会 理事長 |
| 8 | ゆざわ なおみ 湯澤 直美 | 立教大学コミュニティ福祉学部 教授 |
| 9 | わたなべ しゅういち 渡邊 修一 | NPO法人 サステナブルネット 理事長 |

| | | |
|----|--------------------|------------------------|
| 10 | たけうち やよい 竹内 弥生 | 緑区こども家庭支援課長 |
| 11 | しき かな 鋪 歡奈 | 戸塚区こども家庭支援課長 |
| 12 | もりた かずえ 森田 和枝 | 泉区和泉保育園長 |
| 13 | こんどう じろう 近堂 次郎 | 横浜市中心職業訓練校長（経済局雇用労働課長） |
| 14 | いとう やすき 伊藤 泰毅 | 健康福祉局生活支援課長 |
| 15 | いしづ けいすけ 石津 啓介 | 建築局住宅政策課担当課長 |
| 16 | すえよし かずひろ 末吉 和弘 | 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長 |

■事務局

| | 氏名 | 所属・役職 |
|---|-------------------|------------------|
| 1 | あきの なおこ 秋野 奈緒子 | こども青少年局こども福祉保健部長 |
| 2 | ふじなみ ひろこ 藤浪 博子 | こども青少年局こども家庭課長 |

横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会運営要綱

制 定 令和 6 年 4 月 24 日 第 247 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会（以下「策定連絡会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長は、横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定に関し、次に掲げる事項について策定連絡会の委員に助言を求める。

- (1) 実態把握のための調査に関する事
- (2) 計画全般に対する助言及び計画策定全体の枠組みに関する事
- (3) 支援に関する事業・取組の実施に関する事

(委員)

第 3 条 策定連絡会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律専門家
- (3) ひとり親家庭支援者団体関係者
- (4) ひとり親家庭当事者団体関係者
- (5) その他こども青少年局長が必要と認める者

(会議)

第 4 条 策定連絡会の会議は、こども青少年局長が招集する。

2 前項の会議は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間において必要により開催することとする。

(関係者の出席)

第 5 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に策定連絡会への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 策定連絡会の庶務は、こども青少年局こども家庭課において処理する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について

1 ひとり親家庭自立支援計画

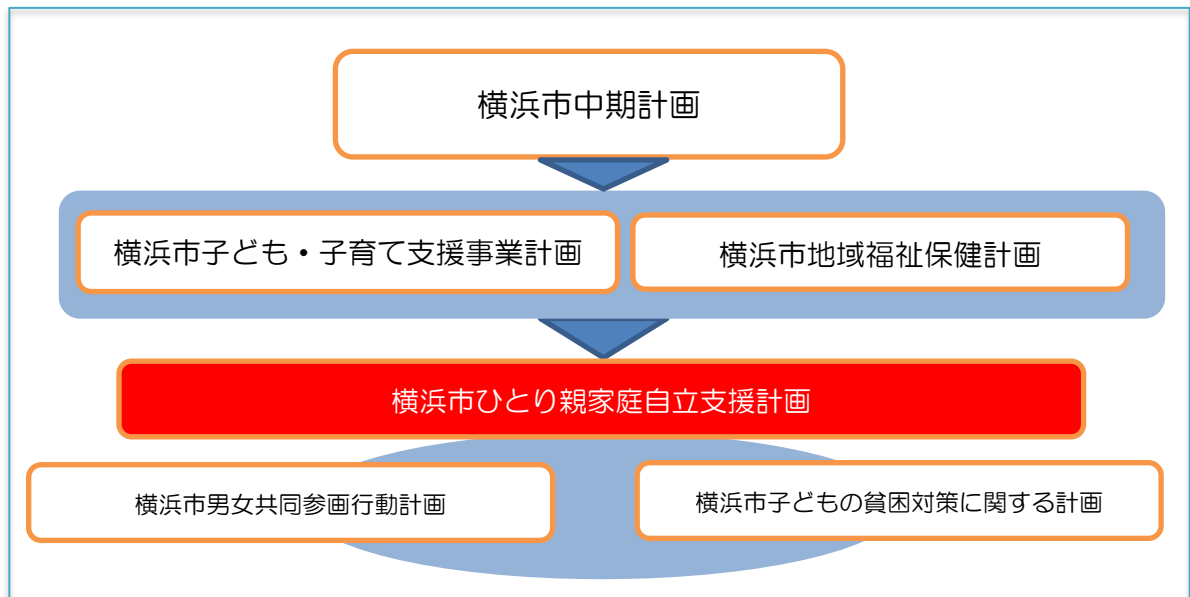
(1) 策定の趣旨

本市では、様々な困難に直面しているひとり親家庭等に対する、きめ細かな福祉サービスと自立に向けた支援の施策が、総合的かつ計画的に展開するよう、平成15年度から「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。

今年度は、現行の第4期計画の最終年度にあたりますので、第5期目となる次期計画（令和7年度～11年度）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。



(3) 計画の対象

ひとり親家庭（母又は父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む。）及び寡婦（かつて母子家庭の母であって、現在も配偶者のない状態にある方）を対象とします。

【参考】国勢調査結果によるひとり親家庭世帯数

| （単位：世帯） | 令和2年 | 平成27年 |
|---------|--------|--------|
| 母子世帯 | 19,481 | 22,803 |
| 父子世帯 | 3,154 | 3,588 |
| 合計 | 22,635 | 26,391 |

2 計画策定に向けた検討状況

(1) 実態把握のための調査

令和6年1月から2月まで、本市のひとり親家庭の生活実態や福祉施策等に対する意見などを把握するため、ひとり親家庭に対し郵送方式によるアンケート調査を行いました。

○ ひとり親家庭へのアンケート調査

| | |
|------|--|
| 目的 | 本市のひとり親家庭の生活実態や福祉施策等に対する意見などの把握 |
| 対象 | ○ 住民基本台帳から同一世帯上、配偶者がなく、子の年齢が20歳未満を含む世帯で、母子又は父子世帯と思われる世帯を無作為抽出。(その他の家族がいる場合を含む) ○ 4,000世帯(母子世帯2,900世帯、父子世帯1,100世帯) |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答(回収率:21.2%) |
| 調査項目 | 世帯と住居の状況、仕事の状況、福祉制度の認知・利用状況、子どもの状況、収入や養育費、困りごとや相談先等 全42問 |
| 実施期間 | 令和6年1月24日～2月26日 |

(2) 実態把握のためのヒアリング

ひとり親家庭の子どもや家庭の生活像及び支援ニーズの把握のため、支援者団体・当事者団体へのヒアリングを実施します。

○ 支援者団体・当事者団体へのヒアリング実施

| | |
|------|--|
| 目的 | ひとり親家庭の子どもや家庭の生活像及び支援ニーズの把握 |
| 対象 | ○支援者側 民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、小中学校、地域などでひとり親家庭の支援を行っている各種団体等 ○当事者側 ひとり親家庭当事者団体、ひとり親家庭の子ども |
| 調査方法 | ヒアリング |
| 調査項目 | ・ひとり親家庭の状況、親・子どもの様子 ・ひとり親家庭を支援する上で必要と感じていること ・近年の支援ニーズ等の変化 等 |
| 実施期間 | 令和6年5月～7月 |

(3) ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

学識経験者や、ひとり親家庭に対する支援に関わっている地域の方から、様々なご意見を伺うため、ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会を開催します。令和6年6月から12月までに3回程度の開催を予定しています。

3 計画策定スケジュール(予定)

| | |
|----------|---------------------------|
| 令和6年5～7月 | 実態把握のためのヒアリングを実施 |
| 6～12月 | ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会開催(3回程度) |
| 10～11月 | 計画素案公表、市民意見募集実施 |
| 令和7年2月 | 第1回市会定例会において、計画原案を説明 |
| 3月 | 計画策定 |

横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 30 年度～令和 6 年度）の概要

I 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び国基本方針に基づき、「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進しています。第 4 期計画は当初、平成 30 年度から令和 4 年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画」と期間や取組の整合を図ること、令和 2 年に改定された国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）との整合を図ることの観点から、一部改定のうえ令和 6 年度末まで 2 か年延長しています。

（第 1 期：平成 15 年度～19 年度、第 2 期：平成 20 年度～24 年度、第 3 期：平成 25 年度～29 年度）

2 計画の期間

平成 30 年度から令和 6 年度まで（7 か年）

3 基本方針

児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的とします。

II ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

(1) 子どもの貧困の社会問題化

令和元年国民生活基礎調査の結果では子どもの貧困率は 13.5% で、3 年前(平成 28 年)の調査の 13.9% から低下しましたが、ひとり親家庭の貧困率は 48.1% となっています。また、令和 4 年度本市調査では、新型コロナウイルス感染症拡大以降、食費の支出に困難が生じたと回答した家庭は 51.7% にのぼります。

(2) 権利擁護の高まり

平成 24 年の民法改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明確化されましたが、養育費の不払いといった課題も表出しています。また、国の法制審議会家族法制部会において、共同親権を含めた親権のあり方などが議論されています。今後の議論の方向性や結果を踏まえ、養育費の確保や子どもにとって望ましい面会交流のあり方を啓発していく必要があります。

(3) 父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要性

平成 26 年度の母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正及び施行により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられましたが、比較的収入があることから、実際の支援対象には該当しにくくなっています。また、日常生活の支援の必要性や、相談相手がいない割合が比較的高く孤立感を抱えやすいなど、母子家庭とは異なるニーズに対する支援が求められています。

(4) 子どもの教育に対する支援の必要性の高まり～給付型奨学金

貧困の連鎖を防ぐとともに、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるために、子どもの教育に対する支援の重要性が高まり、教育費の確保が課題となっています。民間の給付型奨学金や、令和 2 年度から始まった高等教育の修学支援新制度など、多様な制度の情報が

必要とする人に的確に伝わり、子どもの進学モチベーションにつながるよう支援につなげていくことが求められています。

2 ひとり親家庭の現状

(1) ひとり親家庭の数

令和2年国勢調査によると、本市のひとり親世帯の数は、他の家族等と同居している場合も含めると、母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯の計22,635世帯となっています。また、令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、離婚が87.5%、死別が4.2%、未婚が7.4%、となっています。

(2) ひとり親家庭の世帯状況について

令和元年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の稼働収入は686.8万円の一方、母子家庭は231.1万円でした。令和4年度本市調査では、稼働収入平均は母子家庭231.6万円、父子家庭292.4万円、全体237.2万円となっています。また、養育費について取り決めをしている世帯は、令和4年度本市調査では50.2%で、平成24年度本市調査から少しずつ増加し、半数程度までになっています。

(3) ひとり親家庭の親について

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭の親の平均年齢は、母親41.8歳、父親48.3歳となっています。親の最終学歴は「高校・高等専修学校卒」が母親37.4%、父親42.2%と最も多くなっています。次いで、母親は「高専・短大・専門学校卒」の32.5%、父親は「大学・大学院卒」の31.1%でした。「中学校卒」は、全体の9.3%を占めました。

(4) ひとり親家庭の子どもについて

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭の子どもの人数は「1人」が47.9%、「2人」が39.0%、「3人」が11.9%、「4人」が1.2%で、ひと家庭あたりの子どもの人数の平均は、母子家庭1.66人、父子家庭1.73人となっています。

ひとり親家庭を構成する子どもの就学・就労状況については、「小学生」が32.0%と最も多く、次いで「中学生」の23.9%となりました。「小学校入学前」の子どもは13.2%ですが、母子家庭では13.8%、父子家庭では7.9%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

平成29年度本市調査では、「生活費が不足している」が57.6%、次いで「日常の家事ができない」38.9%、「就職先が決まらない」13.9%となっています。父子家庭では、ひとり親になった際に「日常の家事ができない」ということで困ったとの回答が55.9%にのびりました。

(6) 福祉制度の認知状況等

平成29年度本市調査では、「児童扶養手当」等の認知状況は7割以上でしたが、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」等の認知割合は3割以下でした。令和4年度本市調査では、前述の「教育訓練給付金」の認知割合は約4割でしたが、生活をすぐに支援できる「食品提供会」の認知度は3割以下となりました。

注：本計画を策定した平成29年度に、本市におけるひとり親家庭の状況を把握するための市民アンケート調査を実施しています。また、計画の一部改定にあたり、令和4年度にもアンケート調査を実施しましたが、調査対象や調査項目が異なっているため、単純な比較はできません。

3 ひとり親家庭の課題状況

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦勞することが多い状況となっています。

(1) 子育てや生活支援

| | |
|----|---|
| 現状 | ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齢児が多く、日々の生活における家事の援助や、保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要となっています。 親または子の疾病や障害、DVや児童虐待など、他に様々な困難を抱えている場合もあります。 |
| 課題 | ・ヘルパー派遣等による家事支援や保育の確保、DV被害へのケアや養育支援 ・地域の支援者とのつながりの育み |

(2) 就業の支援

| | |
|----|--|
| 現状 | ひとり親家庭の親は9割近くが就労していますが、母子家庭の母は非正規職員が半数近くを占めています。また、令和4年度本市調査では、母子家庭・父子家庭ともに4割の人が、より良い就労に向けて転職したいと考えています。 |
| 課題 | ・本人や子の状況、これまでのキャリアや希望を踏まえ、就労の安定や、資格の取得支援と就職・転職に向けた、きめ細かな伴走支援 |

(3) 経済的支援

| | |
|----|---|
| 現状 | 令和4年度本市調査では、暮らし向きが「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した世帯は全体の3分の2にのぼり、経済的支援はひとり親家庭の生活を守るたいへん重要な支援です。 |
| 課題 | ・国の制度を踏まえ、児童扶養手当等の支援の着実な実施 ・就労や稼働収入の増加など、生活向上に向けた次のステップに繋げていく支援 |

(4) 養育費確保の支援

| | |
|----|--|
| 現状 | 令和4年度本市調査によると、平成24年の民法改正を受け離婚届に養育費についてのチェック欄が設けられて以降に離婚した世帯では、それまでに比べ養育費の取り決めを行った割合が上がっていますが、ひとり親家庭全体で見ると、半数近くの世帯で養育費の取り決めが行われていません。 |
| 課題 | ・養育費の相談や法律相談のニーズの増加への対応 ・養育費セミナー等の開催による情報提供など、啓発の取組の強化 ・養育費確保支援事業等の着実な実施 |

(5) 相談・情報提供

| | |
|----|---|
| 現状 | 相談については、父子家庭の当事者同士のつながりが希薄で、相談相手が見つかりづらい傾向があります。情報提供については、「制度について知らず、利用できなかった」というアンケート回答も多く挙がっています。 |
| 課題 | ・父子家庭への情報提供 ・さまざまな手法による、わかりやすく、利用につながる支援情報の提供 |

(6) 子どもへのサポート

| | |
|----|--|
| 現状 | 親との離死別等による生活の変化や、DVや虐待などにより、心のケアが必要な場合や、就業などの理由で、親が子育ての時間を取れず、親子の関わりが少ない場合もあります。 親への負担を考え、早くから生活を助けようと、進学をあきらめてしまう状況もみられます。 |
| 課題 | ・学習支援や生活支援、面会交流支援など、子ども自身への支援の更なる充実 ・子ども食堂など、地域力による支援の取組の充実 |

III 支援の基本的姿勢

1 支援の基本的姿勢

計画を推進するにあたり、支援にあたって大切にしたい視点を「3つの視点」、重点的に取り組む内容を「5つの重点」として掲げ、取組を進めていきます。

■ 3つの視点 ■

- 自立を支援する視点…ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援
- 子どもの視点…子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援
- 地域支援の視点…ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

■ 5つの重点 ■

各自治体で策定する自立支援計画の基礎となる国基本方針が令和2年に一部改定されたことを踏まえ、「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」「生活困窮者自立支援、地域民間団体などとの連携」「ワンストップ支援体制の構築」といった新たな視点を、5つの重点に反映させます。

① 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。とりわけ母子家庭の困窮状況の課題については、女性の就労や自立支援等の面からも、個々の家庭の状況に寄り添いながら伴走型の支援をしていく取組を進めていきます。

② ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることや、母子・父子自立支援員の専門性の向上をはかるなどにより、窓口での相談支援や情報提供がワンストップで実施できる体制の構築に取り組みます。

③ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない状況を改善するために、SNSなどのインターネットメディアも活用し、わかりやすく利用しやすい制度案内につとめ、積極的な情報提供に取り組みます。

④ 当事者同士の交流と支援者の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、本市と支援機関・地域民間団体等が相互に連携するとともに、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で温かく見守られ、自立を目指していけるよう支援します。

⑤ 子どもへの支援

親との離死別、DV等の子どもへの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるような生活・学習の支援を行います。また、子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流、養育費の確保など、子どもの視点に立った支援を進めるために、離婚する当事者に対しての啓発などを実施します。

IV 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響と、その支援

1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響

アンケート調査や支援団体へのヒアリングから、新型コロナウイルス感染症の影響とみられる、新たな困難な状況が浮かび上がりました。

- ・勤務先の業績悪化に伴う失業や勤務時間の減少による収入の減少
- ・雇用環境の悪化、求人の減少に伴う就職、転職の困難
- ・感染のリスクを回避するための就職活動の自粛
- ・学校の休校等による出勤困難、収入の減少
- ・家庭内コミュニケーションや家族関係の変化

また、アンケート調査において、「新型コロナウイルス感染症により、就労に影響があった」と回答した方は56.5%で、そのうち、「収入の低下」、「雇用契約期間の満了や解雇」といった影響を受けた方は合計82.5%にもなりました。

2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援

本市ではこれまで、新型コロナウイルスの影響で困難を抱えたひとり親家庭の生活を支えていくための支援を実施してきました。

- (1) ひとり親世帯への給付金の支給
- (2) ひとり親世帯フードサポート事業（ぱくサポ）
- (3) 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の制度拡充
- (4) 住宅支援資金貸付

3 今後の支援の方向性

(1) 即時的・経済的な支援

アンケートでは、コロナ禍で役立った支援として、ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス関連給付金などの現金での給付金や、食料品の現物での給付など、生活のうえですぐ利用できるものを回答した方が多くありました。

国の制度や民間事業者の活動状況を踏まえながら、時勢に応じて引き続き支援します。

(2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援

ヒアリングでは、即時的な支援を受けても生活が改善できず困っている家庭もあり、子の成長過程を見据え、長期的なビジョンで支援することも重要との意見がありました。家庭の困難を丁寧に把握し、伴走した支援が求められます。

令和4年度本市調査では、教員、看護師、保育士などの専門知識・技術を生かした仕事に従事しているひとり親は、ひとり親家庭の中では比較的年収が多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大による就労への影響も少なかったという結果となりました。

相談者の意向やキャリアを尊重し、家庭の事情に寄り添いながら、より安定した生活が継続的に営める職に就けるよう、自立支援教育訓練給付金等の制度を活用し、資格の取得、就職・転職を支援していきます。

(3) 親子へのサポートや交流

ひとり親家庭、当事者団体の双方から、他の家庭との交流の機会が少ない、親がリラックスできる機会が少ない、子がさまざまな体験ができないなどの悩みの声がありました。

対面やオンラインを適切に選択し、感染防止対策を講じながら幅広く催事を開催し、より多くのひとり親家庭が他のひとり親家庭とつながり、孤立しないよう支援していきます。

(4) 支援に関する手続きや情報提供

感染拡大防止の観点に加え、ひとり親の抱える時間的な制約や、手間の軽減の観点から、就労支援や申請の手続きをオンラインで行えるようにしてほしいというニーズも出てきています。

情報の漏洩を防ぐ措置など、手続きの電子化にあたり配慮すべき項目について、今後検討を進めていきます。

また、「制度を知らずに利用できなかった」ということが生じないように、ウェブサイトやSNS、紙媒体など、それぞれが持つ利点を踏まえ、多面的な情報提供を行っていきます。

V 支援の具体的計画

1 子育てや生活支援

日常生活支援事業、保育所優先入所、こども家庭総合支援拠点 等

2 就業の支援

自立支援給付金事業、就業・自立支援センター事業 等

3 経済的支援

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、就学援助、特別乗車券交付事業 等

4 養育費確保の支援

養育費確保支援事業、法律相談 等

5 相談・情報提供

相談・提供体制の充実、離婚前相談 等

6 子どもへのサポート

生活・学習支援事業、思春期・接続期支援事業 等

7 新型コロナによる困窮の支援

ひとり親世帯フードサポート事業

計画の進ちょく状況の把握

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市中期計画」並びに「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している、次の目標を掲げ、推進していきます。

【指標1】就労の状況の把握

| 目標 | 現状値(平成28年度末) | 令和3年度実績 | 令和6年度 |
|-----------|--------------|------------|------------|
| ひとり親の就労者数 | 1,022人(累計) | 2,855人(累計) | 3,700人(累計) |

【指標2】自立支援の状況の把握

| 目標 | 現状値(平成28年度末) | 令和3年度実績 | 令和6年度 |
|-------------------|--------------|---------|--------|
| ひとり親家庭等自立支援事業利用者数 | 3,510人 | 4,685人 | 6,000人 |

※最終年度の数値目標は次期子ども・子育て支援事業計画(平成32年度～36年度)の策定にあわせて設定します。

● 計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びに子どもの貧困対策の関係区局による庁内連携会議により、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策をすすめます。

第 5 期横浜市ひとり親家庭自立支援計画 (令和 7 年度～11 年度)策定に向けた 方向性について

第 1 回横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会資料

こども青少年局こども家庭課

令和 6 年 7 月 4 日

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

目次

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

I 計画策定の趣旨

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画の期間
- 3 策定の経緯及び第 4 期計画における
主な取組
- 4 基本方針

II ひとり親家庭の現状と課題

- 1 社会的な背景
- 2 ひとり親家庭の現状
- 3 ひとり親家庭の課題状況

III 支援の基本的姿勢

- 1 支援の基本的姿勢

IV 支援の具体的計画

ひとり親家庭自立支援計画体系図

- 1 子育てや生活支援
 - 2 就業の支援
 - 3 経済的支援
 - 4 養育費確保の支援
 - 5 相談機関や情報提供の充実
 - 6 子どもへの意見聴取及び
子ども自身へのサポート
- 計画の進ちょく状況の把握

V 参考資料

I 計画策定の趣旨

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

1 計画の位置づけ

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成14年11月「母子及び寡婦福祉法」（平成26年に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に名称変更）が一部改正され、その第12条に都道府県等の自立促進計画について規定が設けられました。

また、平成15年3月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「国基本方針」が厚生労働省より示されました。

横浜市では、母子家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成15年度、平成20年度及び平成25年度にそれぞれ5か年間の「自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。※

第5期計画は、第4期計画が終了するにあたり、

- ・ ひとり親世帯アンケート調査
- ・ 支援者・当事者団体及びひとり親家庭の子どもへのヒアリング等の実施
- ・ 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ・ 子ども・子育て会議での意見聴取
- ・ 市民意見募集

を行い、策定します。

※第4期計画は当初、平成30年度から令和4年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年に改定された国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）との整合を図ることの観点から、計画の一部改定を行い、期間を令和6年度末まで2か年延長しました。

3

I 計画策定の趣旨

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

横浜市のひとり親家庭に向けた施策を切れ目なく総合的に展開していくため、本計画は令和7年度からの5か年として策定しますが、国の動向や計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の経緯（抜粋）

平成30年3月 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成31年度～令和4年度）

令和2年3月 国の基本方針（対象期間：令和2年度～令和6年度）

- *①ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充
- ②ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充
- ③母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充
- ④低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給等、支援施策の拡充等

令和3年3月 非正規雇用労働者等に対する緊急支援策

令和5年3月 横浜市ひとり親家庭自立支援計画の改定（平成31年度～令和6年度）

令和5年12月 こども大綱閣議決定

令和6年5月 民法等の改正法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）成立

4

I 計画策定の趣旨

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

4 基本方針

(1) 母子家庭及び父子家庭施策の必要性

ひとり親家庭において、親は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うことになるため、生活の大きな変化に伴い、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することがあります。

そのため、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業ができ、経済的に自立できることが、ひとり親家庭の親にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が高いと言えます。

また、子育てや家事の支援も重要です。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や、親子の健康状態の変化、進学の悩み等、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要です。

このように、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要があります。個々の家庭に必要な支援を的確に把握するとともに、継続した支援を行うことができるよう、個々の家庭に寄り添った伴走型の支援を実施することが重要です。

5

I 計画策定の趣旨

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

4 基本方針

(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策に関する本計画の基本方針

本計画は、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に策定することとします。

策定にあたっては、ひとり親家庭の現状と課題及びこれまでの計画の実施状況等を踏まえ、次の5つの視点を重視しました。

- ① 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援
- ② ニーズに応じた適切な相談支援
- ③ 積極的な情報提供
- ④ 当事者同士の交流と支援者の連携
- ⑤ 子どもへの支援

なお、計画における事業・施策の実施にあたっては、支援を行う機関や団体等のきめ細かな対応や連携を図りながら推進します。

6

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

1 社会的な背景

(1) 物価上昇を背景にした困窮状況

ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しており、日本経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。また、食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

こうした中、本市においても、物価高騰の影響を受けたひとり親家庭等に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」等の必要な施策を講じてきました。

物価高騰の影響を受けているひとり親の安定した生活を支える観点から、その実情を踏まえた生活の支援を行う必要があります。

7

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

1 社会的な背景

(2) DVや児童虐待、親または子どもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要となっています。

こうした、ひとり親家庭における世帯全体の複合的な課題については、家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要です。

8

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

1 社会的な背景

(3) 住宅確保の課題

ひとり親家庭、特に母子世帯の住宅確保に向けた現状については、持ち家率が低く、民間賃貸住宅に居住し、家賃を負担している場合が多くなっていますが、母子世帯の所得の低さから、家賃の負担が家計に重くのしかかっていると考えられます。

一方、母子世帯が仕事と子育てを両立するために、職場や、子どもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

本市においては、住宅の確保について、市営住宅の申込時の優遇や住まいの確保に関する相談支援等を行っていますが、安定した住環境で生活できるよう、更なる支援策が求められています。

9

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

1 社会的な背景

(4) 共同親権の導入による養育費確保及び親子交流支援

令和6年3月に、政府は離婚時の共同親権導入を含む民法改正案を閣議決定し、国会において、5月に可決、成立しました。当該改正案は、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とあるため、令和8年までに施行される予定です。

離婚後の共同親権の導入により、「婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」とされるため、養育費の確保、親子交流（面会交流）及び各種支援等について、子どもにとってより望ましい方向にすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

一方で、DVや虐待など「子の利益を害する」場合は、必ず単独親権としなければならないこと、共同親権の場合でも急迫の事情がある場合には単独で親権を行使できることが定められています。

今後制定される、子どもと同居するなど一方の親だけで決定できる「急迫の事情」や「日常の行為」について周知するガイドラインを踏まえて、適切な親権行使を支援できるよう相談支援の取組を強化していくことが必要です。

10

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

1 社会的な背景

(5) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの学習支援、生活支援を強化し、子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。また、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立支援を図るため、令和6年度には、ひとり親支援にかかる事業の対象者要件（児童扶養手当相当の所得要件）を見直しました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

11

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

1 社会的な背景

(6) 子どもの意見の取入れ・子ども自身への施策推進（学習支援・生活支援）

令和5年4月に施行されたこども基本法では、全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体が子ども施策に子ども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

また、同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全ての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことや、子ども施策に関する基本的な方針として、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重することや、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくことの重要性が明記されています。

このことを踏まえて、本計画における子ども自身への施策については、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親の子どもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが重要です。

12

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

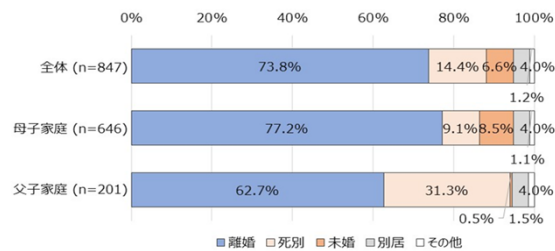
2 ひとり親家庭の現状

(1) ひとり親家庭の数（令和2年国勢調査）

母又は父と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む。）

| （単位：世帯） | 令和2年 | 平成27年 | 平成22年 |
|---------|--------|--------|--------|
| 母子世帯 | 19,481 | 22,803 | 24,311 |
| 父子世帯 | 3,154 | 3,588 | 4,566 |
| 合計 | 22,635 | 26,391 | 28,877 |

ひとり親になった理由（令和5年度ひとり親家庭アンケート）



13

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

2 ひとり親家庭の現状

(2) ひとり親家庭の世帯状況

平均年間世帯総収入・平均年間就労収入

| | 全体 | 母子家庭 | 父子家庭 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 平均年間世帯総収入 | 473万円 | 401万円 | 694万円 |
| 平均年間就労収入 | 413万円 | 329万円 | 661万円 |

住居の状況

| | 全体 | 母子家庭 | 父子家庭 |
|-------------|-------|-------|--------|
| 賃貸住宅 | 40.5% | 44.4% | 28.4% |
| 持ち家 | 33.2% | 26.3% | 55.2% |
| 本人以外の名義の持ち家 | 23.7% | 26.5% | 14.9% |
| 会社の社宅等、その他 | 2.5% | 2.8% | 1.5% |
| 1か月あたりの住居費 | 8.6万円 | 7.9万円 | 10.5万円 |

14

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

2 ひとり親家庭の現状

(2) ひとり親家庭の世帯状況 養育費について

| | 全体 | 母子家庭 | 父子家庭 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 取り決め率 | 49.3% | 52.3% | 36.3% |
| 受給率* | 44.3% | 51.8% | 12.3% |
| 1か月あたりの受給額* | 6.0万円 | 6.3万円 | 2.4万円 |

*過去に受給または実施していた場合を含む。

15

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

2 ひとり親家庭の現状

(3) ひとり親家庭の親 年齢について

| | 全体 | 母子家庭 | 父子家庭 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 調査時平均年齢 | 44.8歳 | 43.7歳 | 48.3歳 |
| ひとり親になった平均年齢 | 38.3歳 | 36.7歳 | 43.1歳 |

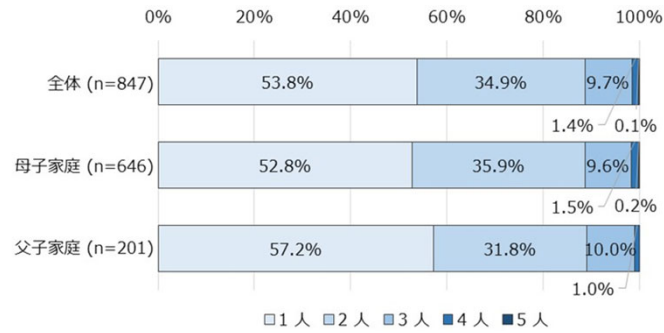
16

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

2 ひとり親家庭の現状

(4) ひとり親家庭の子ども 人数について



17

II ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

2 ひとり親家庭の現状

(4) ひとり親家庭の子ども 年齢について

| | 全体 (n=1,347) | 母子家庭 (n=1,036) | 父子家庭 (n=311) |
|--------|--------------|----------------|--------------|
| 0-3歳 | 3.8% | 4.6% | 1.0% |
| 4-6歳 | 8.2% | 8.9% | 5.8% |
| 7-12歳 | 28.4% | 28.2% | 29.3% |
| 13-15歳 | 19.5% | 19.2% | 20.3% |
| 16-18歳 | 23.7% | 22.8% | 26.7% |
| 19-22歳 | 12.8% | 12.9% | 12.2% |
| 23歳以上 | 2.6% | 2.1% | 4.2% |
| 無回答 | 1.1% | 1.3% | 0.6% |

18

Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

2 ひとり親家庭の現状

- (5) ひとり親家庭になったときに困ったこと
- (6) 福祉制度の認知・利用希望

→ 資料6をご覧ください

3 ひとり親家庭の課題状況

- (1) 子育てや生活支援について
- (2) 就業の支援について
- (3) 経済的支援について
- (4) 養育費確保の支援について
- (5) 相談・情報提供について
- (6) 子どもへのサポートについて

→ ヒアリング結果を踏まえて作成します

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画

(令和7年度～11年度)

骨子イメージ
(令和6年7月)

横浜市

目 次

| | |
|--------------------------------|-------|
| はじめに | |
| I 計画策定の趣旨 | |
| 1 計画の位置づけ | |
| 2 計画の期間 | |
| 3 策定の経緯及び第4期計画における主な取組 | |
| 4 基本方針 | |
| II ひとり親家庭の現状と課題 | |
| 1 社会的な背景 | |
| 2 ひとり親家庭の現状 | |
| 3 ひとり親家庭の課題状況 | |
| III 支援の基本的姿勢 | |
| 1 支援の基本的姿勢 | |
| IV 支援の具体的計画 | |
| ひとり親家庭自立支援計画体系図 | |
| 1 子育てや生活支援 | |
| 2 就業の支援 | |
| 3 経済的支援 | |
| 4 養育費確保の支援 | |
| 5 相談機関や情報提供の充実 | |
| 6 子どもへの意見聴取及び子ども自身へのサポート | |
| □計画の進ちょく状況の把握 | |
| V 参考資料 | |
| 1 平成30年度～令和6年度計画「支援の具体的計画」実績一覧 | .. |
| 2 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要 | |
| 3 ヒアリング調査結果の概要 | |
| 4 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会 | |

I 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成14年11月「母子及び寡婦福祉法」（平成26年に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に名称変更）が一部改正され、その第12条に都道府県等の自立促進計画について規定が設けられました。また、平成15年3月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「国基本方針」が厚生労働省より示されました。

横浜市では、母子家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成15年度、平成20年度及び平成25年度にそれぞれ5か年間の「自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。※

第5期計画は、第4期計画が終了するにあたり、

- ・ ひとり親世帯アンケート調査
- ・ 支援者・当事者団体及びひとり親家庭の子どもへのヒアリング等の実施
- ・ 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ・ 子ども・子育て会議での意見聴取
- ・ 市民意見募集

を行い、策定します。

※第4期計画は当初、平成30年度から令和4年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年に改定された国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）との整合を図ることの観点から、計画の一部改定を行い、期間を令和6年度末まで2か年延長しました。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

横浜市のひとり親家庭に向けた施策を切れ目なく総合的に展開していくため、本計画は令和7年度からの5か年として策定しますが、国の動向や計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の経緯及び第4期計画における主な取組

平成14年3月 母子家庭等自立支援対策大綱

児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ

11月 母子及び寡婦福祉法改正

※都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる

平成15年4月 国の基本方針（対象期間：平成15年度～平成19年度）

※母子家庭施策の総合的な展開

※自立支援計画の基本となるべき事項

平成16年3月 横浜市母子家庭等自立支援計画（平成15年度～平成19年度）

平成 20 年 4 月 国の基本方針（対象期間：平成 20 年度～平成 24 年度）
*①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策
④経済的支援策 の総合的支援を実施
*就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化

平成 21 年 3 月 横浜市母子家庭等自立支援計画（平成 20 年度～平成 24 年度）

平成 24 年 4 月 民法等の改正法施行
*離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化

平成 25 年 3 月 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行
*雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等
国の基本方針の対象期間の延長
（平成 25 年 3 月に対象期間の見直しを行い、終期を平成 26 年度に延長）

平成 26 年 1 月 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 子どもの貧困が社会問題化

平成 26 年 2 月 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 25 年度～平成 29 年度）

平成 26 年 8 月 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定 父子への支援拡充

平成 26 年 10 月 母子及び寡婦福祉法改正→母子及び父子並びに寡婦福祉法へ
*支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大

平成 27 年 10 月 国の基本方針（対象期間：平成 27 年度～平成 31 年度）
*ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。
①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施） ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援
④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大

平成 30 年 3 月 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 31 年度～令和 4 年度）

令和 2 年 3 月 国の基本方針（対象期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
*①ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充②ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充③母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充④低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給等、支援施策の拡充等

令和 3 年 3 月 非正規雇用労働者等に対する緊急支援策

令和 5 年 3 月 横浜市ひとり親家庭自立支援計画の改定（平成 31 年度～令和 6 年度）

令和 5 年 12 月 こども大綱閣議決定

令和 6 年 5 月 民法等の改正法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）成立

● 第4期計画（平成30～令和6年度）期間内に実施した主な取組内容

未来定住計画

4 基本方針

(1) 母子家庭及び父子家庭施策の必要性

ひとり親家庭において、親は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うことになるため、生活の大きな変化に伴い、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することがあります。

そのため、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業ができ、経済的に自立できることが、ひとり親家庭の親にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が高いと言えます。

また、子育てや家事の支援も重要です。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や、親子の健康状態の変化、進学のみ等、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要です。

このように、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要があります。

個々の家庭に必要な支援を的確に把握するとともに、継続した支援を行うことができるよう、個々の家庭に寄り添った伴走型の支援を実施することが重要です。

(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策に関する本計画の基本方針

本計画は、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に策定することとします。

策定にあたっては、ひとり親家庭の現状と課題及びこれまでの計画の実施状況等を踏まえ、次の5つの視点を重視しました。

- ①子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援
- ②ニーズに応じた適切な相談支援
- ③積極的な情報提供
- ④当事者同士の交流と支援者の連携
- ⑤子どもへの支援

なお、計画における事業・施策の実施にあたっては、支援を行う機関や団体等のきめ細かな対応や連携を図りながら推進します。

■ 本計画における用語の定義

- ・母子家庭・・・・・・・・母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。（児童扶養手当は18歳の3月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。）
- ・父子家庭・・・・・・・・父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。
- ・寡婦・・・・・・・・かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
- ・ひとり親家庭・・・・母子家庭・父子家庭・寡婦

■ 引用している調査

- ①「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」<横浜市実施>
（以下、「本市調査」）
対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ②「全国ひとり親世帯等調査(令和3年度)」<厚生労働省実施>（以下、「全国調査」）
対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ③「国勢調査(令和2年)」<総務省実施>
対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

- 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的な背景

(1) 物価上昇を背景にした困窮状況

ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しており、日本経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。また、食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

こうした中、本市においても、物価高騰の影響を受けたひとり親家庭等に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」等の必要な施策を講じてきました。

物価高騰の影響を受けているひとり親の安定した生活を支える観点から、その実情を踏まえた生活の支援を行う必要があります。

(2) DVや児童虐待、親または子どもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要となっています。

こうした、ひとり親家庭における世帯全体の複合的な課題については、家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要です。

(3) 住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭、特に母子世帯の住宅確保に向けた現状については、持ち家率が低く、民間賃貸住宅に居住し、家賃を負担している場合が多くなっていますが、母子世帯の所得の低さから、家賃の負担が家計に重くのしかかっていると考えられます。一方、母子世帯が仕事と子育てを両立するために、職場や、子どもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

本市においては、住宅の確保について、市営住宅の申込時の優遇や住まいの確保に関する相談支援等を行っていますが、安定した住環境で生活できるよう、更なる支援策が求められています。

(4) 共同親権の導入による養育費確保及び親子交流支援

令和6年3月に、政府は離婚時の共同親権導入を含む民法改正案を閣議決定し、国会において、5月に可決、成立しました。当該改正案は、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とあるため、令和8年までに施行される予定です。

離婚後の共同親権の導入により、「婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」とされるため、養育費の確保、親子交流（面会交流）及び各種支援等について、子どもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

一方で、DVや虐待など「子の利益を害する」場合は、必ず単独親権としなければならないこと、共同親権の場合でも急迫の事情がある場合には単独で親権を行使できることが定められています。

今後制定される、子どもと同居するなど一方の親だけで決定できる「急迫の事情」や「日常の行為」について周知するガイドラインを踏まえて、適切な親権行使を支援できるよう相談支援の取組を強化していくことが必要です。

（５）国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの学習支援、生活支援を強化し、子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。また、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立支援を図るため、令和6年度には、ひとり親支援にかかる事業の対象者要件（児童扶養手当相当の所得要件）を見直しました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

（６）子どもの意見の取入れ・子ども自身への施策推進（学習支援・生活支援）

令和5年4月に施行されたこども基本法では、全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体が子ども施策に子ども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

また、同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全ての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことや、子ども施策に関する基本的な方針として、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重することや、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくことの重要性が明記されています。

このことを踏まえて、本計画における子ども自身への施策については、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親の子どもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが重要です。

2 ひとり親家庭の現状 資料5参照

(1) ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、令和2年の国勢調査によると22,635世帯で、内訳は母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居も含めた数値です。

母親又は父親と20歳未満の児童からなる世帯の数は、16,785世帯で、内訳は母子家庭14,842世帯、父子家庭1,943世帯となっています。

令和5年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、全体では、離婚が73.8%、死別が14.4%、未婚が6.6%、母子家庭では、離婚が77.2%、死別が9.1%、未婚が8.5%、父子家庭では、離婚が62.7%、死別が31.3%、その他が0.5%となっています。

<参考>

母又は父と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む。）

| （単位：世帯） | 令和2年 | 平成27年 | 平成22年 |
|---------|--------|--------|--------|
| 母子世帯 | 19,481 | 22,803 | 24,311 |
| 父子世帯 | 3,154 | 3,588 | 4,566 |
| 合計 | 22,635 | 26,391 | 28,877 |

母又は父と20歳未満の児童がいる世帯（ほかの家族との同居なし）

| （単位：世帯） | 令和2年 | 平成27年 | 平成22年 |
|---------|--------|--------|--------|
| 母子世帯 | 14,842 | 17,600 | 18,401 |
| 父子世帯 | 1,943 | 2,124 | 2,742 |
| 合計 | 16,785 | 19,724 | 21,143 |

(2) ひとり親家庭の世帯状況について

令和4年国民生活基礎調査によると、稼働収入については、「児童のいる世帯」727万円に対して、本市調査によると、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は473万円（前回432万円）ですが、母子家庭の平均収入は401万円（前回361万円）、父子家庭の平均収入は694万円（前回643万円）となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、収入は前回の平成29年度調査から増加していますが、母子家庭のみでは約5割が400万円未満となっています。

住居の状況は、「賃貸住宅」が40.5%、「自身の名義の持ち家」が33.2%となっていますが、母子家庭と父子家庭では大きく状況が異なり、「賃貸住宅」は、母子家庭で44.4%に対して、父子家庭で28.4%、「自身の名義の持ち家」は、母子家庭で26.3%に対して、父子家庭で55.2%となっています。

養育費について取り決めをしている世帯（「子によって違う」と回答した世帯を含む）は49.3%で、平成29年度調査の44.6%、平成24年度調査の43.6%から少しずつ増加し、半数程度にまでなっています。

(3) ひとり親家庭の親について

ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親43.7歳、父親48.3歳、ひとり親になった時の年齢は、母親36.7歳、父親43.1歳となっています。

家族や親族等との同居について、「いる」は28.0%にとどまっています。「同居している人」については、「父母」が81.4%と多くなっています。

(4) ひとり親家庭の子どもについて

ひとり親家庭の子どもの人数は、「1人」が53.8%、「2人」が34.9%、「3人」が9.7%、「4人」が1.4%となっています。また、母子家庭の子どもの数は平均1.60人で、父子家庭では1.55人となっています。

子どもの就学・就業状況は、「7-12歳（小学生）」の子どもがいる世帯が28.4%で最も多く、次いで「16-18歳」が23.7%となりました。「0-6歳（小学校入学前）」の子どもは12.0%ですが、母子家庭では13.5%、父子家庭では6.8%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が59.4%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が47.1%となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭は父子家庭に比べ、「生活費が不足している」の割合が高く、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、41.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。一方、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは46.0%、調査回答時点は23.4%、父子家庭では、ひとり親になったときは50.7%、調査回答時点では26.4%と時間の経過により減少する傾向があります。

(6) 福祉制度の認知・利用希望

ひとり親に関する福祉制度の認知状況については、「児童扶養手当」が85.8%、「ひとり親家庭等医療費助成」が73.7%と認知度が高くなっています。

しかし、「思春期・接続期支援事業（中学1年生への家庭教師派遣）」、「養育費取り決め文書作成、養育費保証契約締結への補助金」、「ひとり親の親講座」、「父子交流事業（シングルファザーのしゃべり場）」、「夜間電話相談」の認知度は1割以下と低くなっています。

また、今後利用したい制度については、「無料法律相談」の37.5%といった養育費や親権等に関すること、「ひとり親サポートよこはま」の35.4%や「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」の34.2%といった就業支援に関すること、「思春期・接続期支援事業（中学1年生への家庭教師派遣）」の31.4%といった子どもへの学習支援に関することなどへの希望が高い状況となっています。

3 ひとり親家庭の課題状況 ヒアリング結果を踏まえて作成します

- (1) 子育てや生活支援について
- (2) 就業の支援について
- (3) 経済的支援について
- (4) 養育費確保の支援について
- (5) 相談・情報提供について
- (6) 子どもへのサポートについて

Ⅲ 支援の基本的姿勢及び基本目標

1 支援の基本的姿勢

(1) 3つの視点

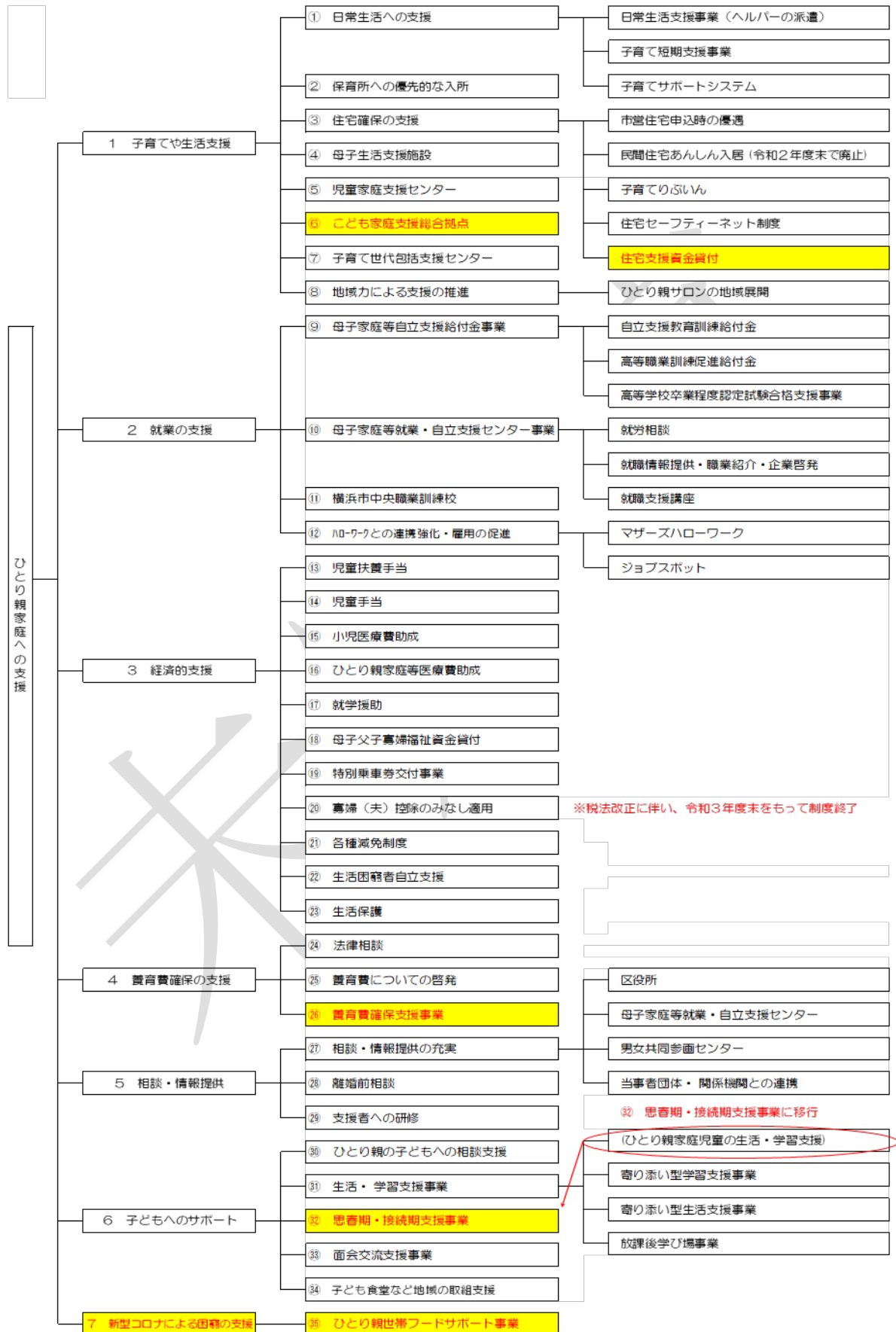
- ア 自立を支援する視点
- イ 子どもの視点
- ウ 地域支援の視点

(2) 5つの重点

- ア 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援
- イ ニーズに応じた適切な相談支援
- ウ 積極的な情報提供
- エ 当事者同士の交流と支援者・地域の連携
- オ 子どもへの支援

IV 支援の具体的計画

ひとり親家庭自立支援計画体系図 更新前：第4期計画時の体系図を掲載



更新前：第4期計画時の体系図を掲載

- 1 子育てや生活支援
 - 2 就業の支援
 - 3 経済的な支援
 - 4 養育費確保の支援
 - 5 相談機能や情報提供の充実
 - 6 子ども自身へのサポート
- 計画の進ちょく状況の把握

令和5年度横浜市ひとり親家庭アンケート調査結果

資料6

1 調査の概要

(1) 調査目的 本市のひとり親家庭の生活実態や福祉施策等に対する意見などの把握のため

(2) 調査期間・方法

令和6年1月24日から2月5日まで郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から同一世帯上、配偶者がなく、子の年齢が20歳未満を含む世帯で、母子又は父子世帯と思われる世帯を無作為抽出。（その他の家族がいる場合を含む。）

| | 今回（令和5年度） | | | 〈参考〉前回（平成29年度） | | |
|------|-----------|-----|-------|----------------|-----|-------|
| | 調査票送付数 | 回収数 | 回収率 | 調査票送付数 | 回収数 | 回収率 |
| 母子家庭 | 2,900 | 646 | 22.3% | 2,600 | 736 | 28.3% |
| 父子家庭 | 1,100 | 201 | 18.3% | 1,000 | 245 | 24.5% |
| 合計 | 4,000 | 847 | 21.2% | 3,600 | 981 | 27.3% |

2 結果の概要

（ ）内は、平成29年度調査

| | | 全体 | 母子世帯 | 父子世帯 |
|--------------|------------------|---------------|----------------------|-----------------------|
| 1 ひとり親になった理由 | 離別 | 73.8% (73.9%) | 77.2% (77.0%) | 62.7% (64.5%) |
| | 死別 | 14.4% (15.4%) | 9.1% (10.2%) | 31.3% (31.0%) |
| | 未婚 | 6.6% (5.7%) | 8.5% (7.5%) | 0.5% (0.4%) |
| | 別居、その他 | 5.2% (5.0%) | 5.1% (5.3%) | 5.5% (4.1%) |
| 2 住居の状況 | 賃貸住宅 | 40.5% (41.7%) | <u>44.4% (46.8%)</u> | 28.4% (27.0%) |
| | 持ち家 | 33.2% (28.5%) | 26.3% (21.6%) | <u>55.2% (49.4%)</u> |
| | 本人以外の名義の持ち家 | 23.7% (23.8%) | 26.5% (25.4%) | 14.9% (18.8%) |
| | 会社の社宅等、その他 | 2.5% (5.9%) | 2.8% (6.2%) | 1.5% (4.8%) |
| | 1か月あたりの住居費 | 8.6万円 (7.4万円) | <u>7.9万円 (6.7万円)</u> | <u>10.5万円 (9.2万円)</u> |
| 3 平均年間世帯総収入 | | 473万円 (432万円) | <u>401万円 (361万円)</u> | <u>694万円 (643万円)</u> |
| 4 平均年間就労収入 | | 413万円 (379万円) | <u>329万円 (295万円)</u> | <u>661万円 (615万円)</u> |
| 5 就業率 | | 90.6% (87.1%) | 89.8% (86.3%) | 93.0% (89.4%) |
| 6 就業形態 | 正社員・正規職員 | 57.4% (50.1%) | 51.6% (44.6%) | 75.4% (66.2%) |
| | パート・アルバイト | 22.9% (26.5%) | <u>29.1% (34.6%)</u> | 3.7% (2.7%) |
| | 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 | 6.6% (8.7%) | 7.9% (9.0%) | 2.7% (7.8%) |

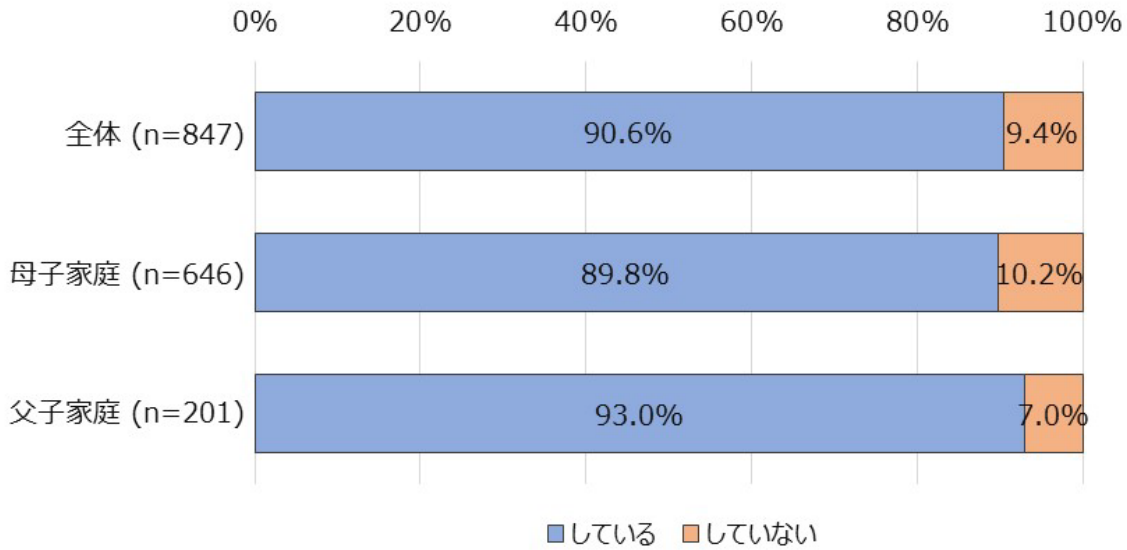
| | | | | |
|----|----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 人材派遣会社の派遣社員 | 2.5% (3.9%) | 2.9% (5.0%) | 1.1% (0.5%) |
| | 自営業主(商店主・農業など) | 5.6% (7.1%) | 4.8% (5.0%) | 8.0% (13.2%) |
| | 会社などの役員 | 3.3% (2.5%) | 1.7% (0.5%) | 8.0% (8.2%) |
| | 自家営業の手伝い、その他 | 1.3% (1.2%) | 1.5% (1.3%) | 0.5% (1.4%) |
| 7 | 平均就業時間 | 33時間 (35時間) | 32時間 (33時間) | 37時間 (41時間) |
| 8 | 職種 | | | |
| | 上位1位 | 事務的な仕事 (事務的な仕事) | 事務的な仕事 (事務的な仕事) | 専門知識・技術をいかした仕事(専門知識・技術をいかした仕事) |
| | 上位2位 | 専門知識・技術をいかした仕事(専門知識・技術をいかした仕事) | 専門知識・技術をいかした仕事(専門知識・技術をいかした仕事) | 管理的な仕事 (管理的な仕事) |
| | 上位3位 | 営業・販売の仕事 (サービスの仕事・資格なし) | 営業・販売の仕事 (サービスの仕事・資格なし) | 事務的な仕事 (建設の仕事) |
| 9 | 養育費 | | | |
| | 取り決め率 | 49.3% (44.6%) | <u>52.3% (47.2%)</u> | <u>36.3% (34.3%)</u> |
| | 受給率(※) | 44.3% (38.6%) | <u>51.8% (45.5%)</u> | <u>12.3% (11.9%)</u> |
| | 1か月あたりの受給額(※) | 6.0万円(5.5万円) | 6.3万円(5.8万円) | 2.4万円(2.3万円) |
| 10 | 面会交流 | | | |
| | 取り決め率 | 33.8% (31.6%) | <u>32.7% (30.4%)</u> | <u>38.4% (36.1%)</u> |
| | 実施率(※) | 64.4% (59.2%) | <u>62.2% (58.3%)</u> | <u>73.9% (62.7%)</u> |

※過去に受給または実施していた場合を含む。

(1) ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

○ ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は89.8%（前回：86.3%）、父子家庭の就業率は93.0%（前回：89.4%）となっており、前回調査より、さらに高くなっています。



現在の就業の有無（問6）

○ 母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が51.6%（前回：44.6%）となっていますが、「パート・アルバイト」も29.1%（前回：34.6%）を占める一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が75.4%（前回：66.2%）と突出しています。また、母子家庭と比べ、「自営業主」8.0%（前回：13.2%）や「会社などの役員」8.0%（前回：8.2%）の割合が高くなっています。

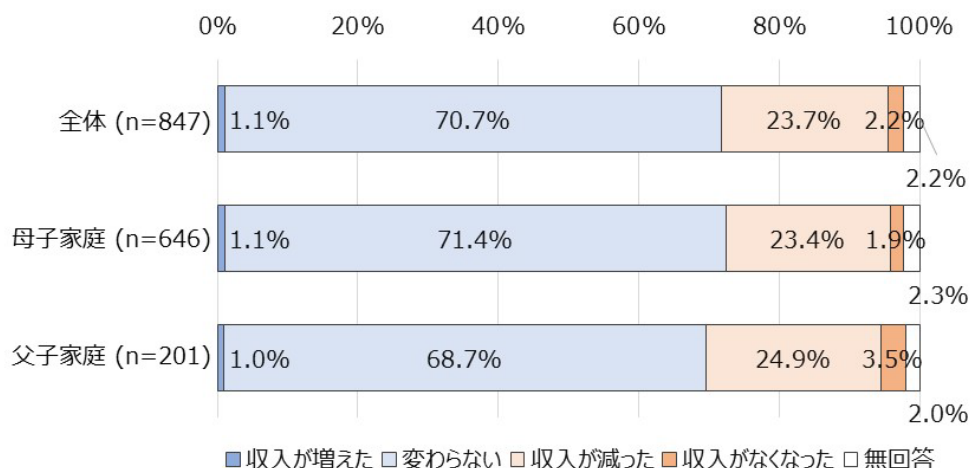
| | 全体 (n=767) | 母子家庭 (n=580) | 父子家庭 (n=187) |
|------------------|------------|--------------|--------------|
| 正社員・正規職員 | 57.4% | 51.6% | 75.4% |
| 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 | 6.6% | 7.9% | 2.7% |
| パート・アルバイト | 22.9% | 29.1% | 3.7% |
| 人材派遣会社の派遣社員 | 2.5% | 2.9% | 1.1% |
| 自営業主 (商店主・農業など) | 5.6% | 4.8% | 8.0% |
| 自家営業の手伝い | 0.3% | 0.3% | 0.0% |
| 会社などの役員 | 3.3% | 1.7% | 8.0% |
| その他 | 1.0% | 1.2% | 0.5% |
| 無回答 | 0.4% | 0.3% | 0.5% |

就業形態（問7）

- 年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は473万（前回：432万）円ですが、母子家庭のみでは約5割が400万円未満となっています。母子家庭の平均収入は401万円（前回：361万円）、父子家庭の平均収入694万円（前回：643万円）で、いずれも前回調査から増加しています。

また、令和4年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は785万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」727万円に対して、本市の母子家庭は329万円、父子家庭は660万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

- 新型コロナウイルス感染症による収入の変化について全体で見ると、「変わらない」が70.7%を占めるが、「収入が減った」「収入がなくなった」が25.9%を占める。



新型コロナウイルス感染症による収入の変化（問 33）

- 在宅での仕事について全体で見ると、71.2%が「在宅での仕事はしていない」としている。一方、父子家庭では「新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、在宅で仕事をするように勤務先から指示があった」が20.3%、「新型コロナウイルス感染症が流行する以前から在宅で仕事をしている」が10.2%にのぼり、母子家庭より高くなっている。

| | 全体 (n=767) | 母子家庭 (n=580) | 父子家庭 (n=187) |
|---|------------|--------------|--------------|
| 新型コロナウイルス感染症が流行する以前から在宅で仕事をしている | 5.2% | 3.6% | 10.2% |
| 新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに在宅で仕事をするように勤務先から指示があった | 11.7% | 9.0% | 20.3% |
| 新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに在宅での仕事を自分で始めた | 1.6% | 1.6% | 1.6% |
| 新型コロナウイルス感染症の影響ではない理由で在宅での仕事を自分で始めた | 1.8% | 2.2% | 0.5% |
| 在宅での仕事はしていない | 71.2% | 74.3% | 61.5% |
| その他 | 1.7% | 2.1% | 0.5% |
| 無回答 | 6.8% | 7.2% | 5.3% |

在宅での仕事（問 10）

イ 住居について

イ 住居について

- 母子家庭は44.4%が賃貸住宅（「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」）に住んでいますが、父子家庭は70.1%が持家に住んでいます。

| | 全体 (n=847) | 母子家庭 (n=646) | 父子家庭 (n=201) |
|-----------------------------|------------|--------------|--------------|
| あなた名義の持ち家 (一戸建・マンション) | 33.2% | 26.3% | 55.2% |
| あなた以外の名義の持ち家 (一戸建・マンション) | 23.7% | 26.5% | 14.9% |
| 民間の賃貸住宅 (一戸建・マンション等) | 33.3% | 36.5% | 22.9% |
| 市営・県営住宅 | 4.5% | 5.1% | 2.5% |
| 公団住宅 (都市再生機構 (UR) 等) | 2.8% | 2.8% | 3.0% |
| 会社の社宅・公務員住宅等 | 0.6% | 0.6% | 0.5% |
| その他 | 1.3% | 1.4% | 1.0% |
| 無回答 | 0.6% | 0.8% | 0.0% |

現在の住居の状況（問4）

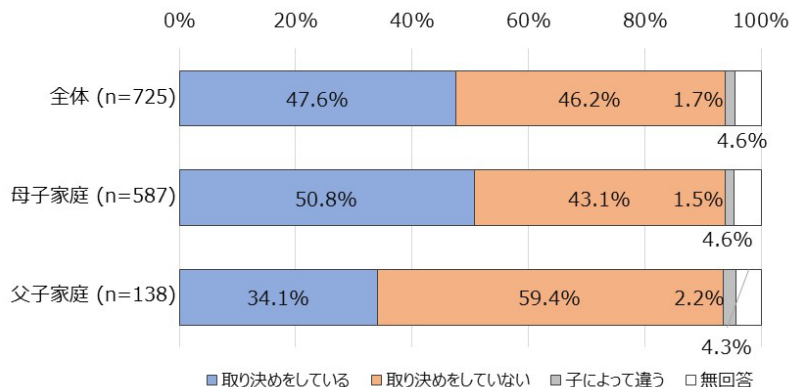
- 住居費については全体で69.3%が負担しており、母子家庭の平均住居費は7.9万円、父子家庭の平均住居費は10.5万円となっています。

| | 全体 (n=587) | 母子家庭 (n=430) | 父子家庭 (n=157) |
|-----------|------------|--------------|--------------|
| 1万円未満 | 1.9% | 1.6% | 2.5% |
| 1～3万円未満 | 3.4% | 4.0% | 1.9% |
| 3～5万円未満 | 9.9% | 11.4% | 5.7% |
| 5～8万円未満 | 29.6% | 34.7% | 15.9% |
| 8～10万円未満 | 20.3% | 19.3% | 22.9% |
| 10～15万円未満 | 22.7% | 18.8% | 33.1% |
| 15～20万円未満 | 5.5% | 3.0% | 12.1% |
| 20万円以上 | 1.9% | 1.4% | 3.2% |
| 無回答 | 4.9% | 5.8% | 2.5% |
| 平均値 | 85,963円 | 78,951円 | 104,525円 |
| 中央値 | 80,000円 | 74,686円 | 99,000円 |

負担している住居費（問4 - (2)）

ウ 養育費について

- 養育費について取り決めをしている世帯（「取り決めをしている」、「子によって違う」）は49.3%（前回：44.6%）で、前回調査より上回っています。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が30.9%（前回：27.0%）、「受けたことがあるが現在は受けていない」が13.4%（前回：11.6%）となっています。



養育費の取り決めについて（問34）

- 養育費の受給額については、全体平均は月額6.0万円ですが、母子家庭では月額6.3万円、父子家庭は月額2.4万円となっています。
- 養育費の取り決めをしていない理由について全体で見ると、「相手と関わりたくないから」が40.6%で多く、次いで「相手に支払う意思がないと思ったから」（36.9%）、「相手に支払う能力がないと思ったから」（33.4%）となっている。

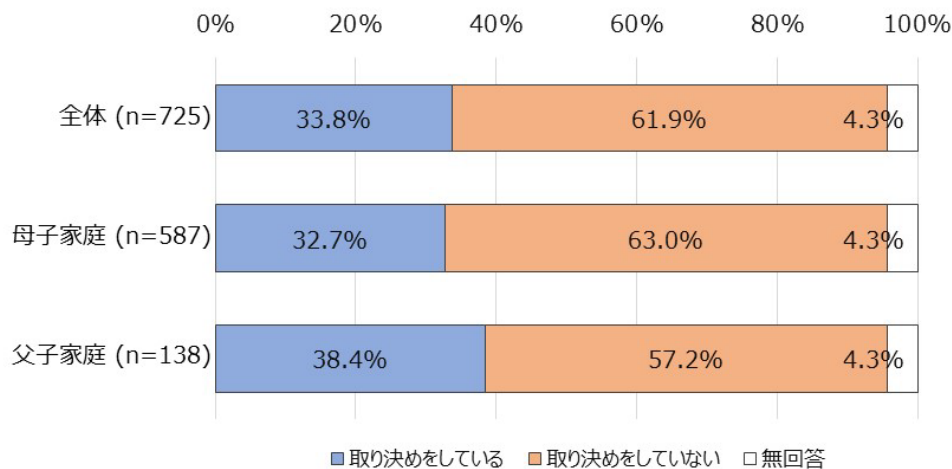
| | 全体 (n=347) | 母子家庭 (n=262) | 父子家庭 (n=85) |
|-------------------------------|------------|--------------|-------------|
| 相手と関わりたくないから | 40.6% | 42.0% | 36.5% |
| 相手に支払う意思がないと思ったから | 36.9% | 35.9% | 40.0% |
| 相手に支払う能力がないと思ったから | 33.4% | 33.6% | 32.9% |
| 取り決めの交渉がわずらわしいから | 17.0% | 16.4% | 18.8% |
| 取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから | 12.4% | 14.5% | 5.9% |
| 相手から身体的・精神的暴力を受けていたから | 11.0% | 13.4% | 3.5% |
| 自分の収入等で経済的に問題ないから | 7.2% | 4.6% | 15.3% |
| 現在交渉中又は今後交渉予定であるから | 6.1% | 5.7% | 7.1% |
| 子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていたから | 4.0% | 2.3% | 9.4% |
| 相手に養育費を請求できることを知らなかったから | 0.9% | 0.8% | 1.2% |
| その他 | 11.0% | 11.8% | 8.2% |

※項目は全体で高い順で並べ替え

養育費の取り決めをしていない理由（問34-（3））

エ 面会交流について

○ 面会交流について取り決めをしていない世帯は61.9%（前回：62.7%）です。面会交流の取り決めをしていない理由は、「相手と関わり合いたくないから」が32.1%と母子家庭・父子家庭ともに最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流できるから」が27.6%と多くなっています。



面会交流の取り決めについて（問36）

○ 面会交流の取り決めをしていない理由について全体で見ると、「相手と関わりたくないから」が32.1%で最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流できるから」（27.6%）、「子どもが会いたがらないから」（20.7%）となっている。

| | 全体 (n=449) | 母子家庭 (n=370) | 父子家庭 (n=79) |
|--------------------------------|------------|--------------|-------------|
| 相手と関わりたくないから | 32.1% | 31.4% | 35.4% |
| 取り決めをしなくても交流できるから | 27.6% | 27.6% | 27.8% |
| 子どもが会いたがらないから | 20.7% | 19.7% | 25.3% |
| 相手が親子交流を希望しないから | 19.8% | 22.7% | 6.3% |
| 相手が養育費を支払わない 又は支払えないから | 13.1% | 14.6% | 6.3% |
| 親子交流をすることが 子どものためにならないと思うから | 12.5% | 11.6% | 16.5% |
| 相手から身体的・精神的暴力が あったから | 12.0% | 13.0% | 7.6% |
| 取り決めの交渉がわずらわしいから | 10.9% | 11.1% | 10.1% |
| 子どもの連れ去りや虐待の 可能性があるから | 7.3% | 7.8% | 5.1% |
| 子どもへの虐待があったから | 5.6% | 5.7% | 5.1% |
| 取り決めの交渉をしたが まともななかったから | 4.7% | 4.9% | 3.8% |
| 親族が反対しているから | 2.9% | 2.7% | 3.8% |
| 現在交渉中又は 今後交渉予定であるから | 2.0% | 2.4% | 0.0% |
| その他 | 13.1% | 12.4% | 16.5% |

※項目は全体で高い順で並べ替え

面会交流の取り決めをしていない理由（問36-（3））

(2) 子どものことで悩んでいること

○ 現在、特に悩んでいることについては、「子どもの将来について（進学、受験、就職）」が最も多く、次いで「子どもの生活習慣や生活態度について」、「子どもの日常の学習について」が多くなっています。

| 全体（合算） | 1~5人目の 合計数 | 全体 (n=1,347) | | | | |
|------------------------------------|---------------|--------------|-----|--|--|--|
| 子どもの教育やしつけについて | 393 | 271 | 96 | | | |
| 子どもの生活習慣や生活態度について | 474 | 317 | 129 | | | |
| 子どもの親との接し方について (接する時間、態度) | 285 | 194 | 72 | | | |
| 子どもの日常の学習について | 466 | 332 | 110 | | | |
| 子どもの将来について (進学、受験、就職) | 740 | 488 | 200 | | | |
| 子どもの家庭外での生活について (学校、友人関係、問題行動) | 312 | 204 | 85 | | | |
| 子どもの発育について (食事量、身体面、精神面、持病、障害等) | 338 | 237 | 83 | | | |
| その他 | 56 | 36 | 18 | | | |
| 特に悩みはない | 253 | 148 | 83 | | | |



子どもについて悩んでいること（問26）

(3) ひとり親家庭になったときに困ったこと

○ ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が59.4%（前回：57.6%）で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が47.1%（前回：38.9%）となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭は父子家庭に比べ、「生活費が不足している」の割合が高く、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、41.6%（前回：39.6%）と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。一方、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは46.0%、調査回答時点は23.4%、父子家庭では、ひとり親になったときは50.7%、調査回答時点では26.4%と時間の経過により減少する傾向があります。

| | | 全体 (n=847) | 母子家庭 (n=646) | 父子家庭 (n=201) |
|------------|----------------------------|------------|--------------|--------------|
| 住居について | 保証人がいないため住宅がかりにくい | 11.2% | 13.8% | 3.0% |
| | 抽選に当たらず公営住宅に入居できない | 9.1% | 10.8% | 3.5% |
| | ひとり親世帯という理由だけで賃貸住宅に入居しにくい | 10.2% | 13.0% | 1.0% |
| | 条件にあった住宅が見つからない | 15.0% | 18.4% | 4.0% |
| | 住居について－その他 | 18.5% | 18.3% | 19.4% |
| 仕事について | 就職先がきまらない | 14.4% | 18.0% | 3.0% |
| | 就業に関する相談先情報入手先がわからない | 7.2% | 8.0% | 4.5% |
| | 仕事について－その他 | 22.0% | 21.4% | 23.9% |
| | 生活費が不足している | 59.4% | 64.7% | 42.3% |
| | 家計について－その他 | 9.3% | 9.0% | 10.4% |
| 家事について | 炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない | 47.1% | 46.0% | 50.7% |
| | 家事について－その他 | 10.6% | 11.8% | 7.0% |
| 家族関係などについて | 子に対して、ひとり親家庭になった理由の説明が難しい | 23.0% | 24.1% | 19.4% |
| | 思春期を迎えた異性の子とうまく接することができない | 9.0% | 8.0% | 11.9% |
| | 再婚したいが相手と知り合う機会がない | 15.6% | 13.3% | 22.9% |
| | 再婚したいが、子の理解を得られない（得られなさそう） | 6.8% | 5.7% | 10.4% |
| | 家族関係などについて－その他 | 13.8% | 15.5% | 8.5% |

ひとり親世帯になった頃に困ったこと（問38）

| | | 全体 (n=847) | 母子家庭 (n=646) | 父子家庭 (n=201) |
|------------|-----------------------------|------------|--------------|--------------|
| 住居について | 保証人がいないため住宅がかりにくい | 3.4% | 4.3% | 0.5% |
| | 抽選に当たらず公営住宅に入居できない | 3.1% | 3.6% | 1.5% |
| | ひとり親世帯という理由だけで賃貸住宅に入居しにくい | 3.4% | 4.3% | 0.5% |
| | 条件にあった住宅が見つからない | 6.8% | 8.5% | 1.5% |
| | 住居について－その他 | 2.7% | 3.1% | 1.5% |
| 仕事について | 就職先がきまらない | 3.8% | 3.9% | 3.5% |
| | 就業に関する相談先情報入手先がわからない | 1.8% | 2.2% | 0.5% |
| | 仕事について－その他 | 6.6% | 6.8% | 6.0% |
| | 生活費が不足している | 41.6% | 45.4% | 29.4% |
| | 家計について－その他 | 7.7% | 9.0% | 3.5% |
| 家事について | 炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない | 24.1% | 23.4% | 26.4% |
| | 家事について－その他 | 3.1% | 2.9% | 3.5% |
| 家族関係などについて | 子に対して、ひとり親家庭になった理由の説明が難しい | 8.4% | 9.1% | 6.0% |
| | 思春期を迎えた異性の子どもとうまく接することができない | 5.0% | 4.3% | 7.0% |
| | 再婚したいが相手と知り合う機会がない | 10.4% | 8.8% | 15.4% |
| | 再婚したいが、子の理解を得られない(得られなさそう) | 4.5% | 3.6% | 7.5% |
| | 家族関係などについて－その他 | 7.2% | 7.7% | 5.5% |

現在困っていること（問38-(2)）

(4) 福祉制度の認知状況

- 福祉制度の認知状況については、「児童扶養手当」(85.8%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(73.7%)、の認知度は高くなっています。
- 「セーフティネット住宅」(10.3%)、「思春期・接続期支援事業(中学1年生への家庭教師派遣」(7.9%)、「養育費取り決め文書作成、養育費保証契約締結への補助金」(7.2%)、「ひとり親の親講座」(5.3%)、「父子交流事業(シングルファザーのしゃべり場」(5.4%)、「夜間電話相談」(6.7%)の認知度は低くなっています。

| | 認知 | | | 利用業況 | | | |
|----------------------------|-------|--------|------|--------------------|---------|-------------------|-------|
| | 知っていた | 知らなかった | 無回答 | 利用している/ したことがある | 今後利用したい | 今後も利用する つもりはない | 無回答 |
| ひとり親サポートよこはま | 41.9% | 57.1% | 0.9% | 13.9% | 35.4% | 43.6% | 7.1% |
| マザーズハローワーク | 34.7% | 64.1% | 1.2% | 12.2% | 20.9% | 58.4% | 8.5% |
| 区役所のジョブスポット | 15.1% | 83.7% | 1.2% | 7.6% | 26.1% | 57.0% | 9.3% |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 35.9% | 63.0% | 1.1% | 6.3% | 26.9% | 57.5% | 9.3% |
| 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金 | 28.3% | 70.1% | 1.5% | 4.1% | 34.2% | 52.5% | 9.1% |
| 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金 | 24.1% | 74.5% | 1.4% | 3.5% | 29.6% | 57.7% | 9.1% |
| ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援 | 16.8% | 81.6% | 1.7% | 0.5% | 16.9% | 73.4% | 9.2% |
| 高等職業訓練促進貸付金・住宅支援資金貸付 | 16.6% | 81.9% | 1.4% | 0.6% | 26.7% | 62.9% | 9.8% |
| セーフティネット住宅 | 10.3% | 88.0% | 1.8% | 0.5% | 24.7% | 65.5% | 9.3% |
| 母子生活支援施設 | 24.4% | 73.7% | 1.9% | 1.4% | 18.2% | 70.2% | 10.2% |
| 児童扶養手当 | 85.8% | 13.5% | 0.7% | 58.7% | 18.3% | 17.4% | 5.7% |
| ひとり親家庭等医療費助成 | 73.7% | 25.4% | 0.9% | 55.0% | 22.7% | 16.4% | 5.9% |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | 31.8% | 67.2% | 1.1% | 3.0% | 30.1% | 57.6% | 9.3% |
| ひとり親世帯フードサポート事業(ばくサポ) | 21.0% | 77.6% | 1.4% | 7.1% | 33.1% | 51.2% | 8.6% |
| 家庭生活支援員(ヘルパー)の派遣(日常生活支援事業) | 20.5% | 77.9% | 1.5% | 1.7% | 26.0% | 63.2% | 9.2% |
| 思春期・接続期支援事業(中学1年生への家庭教師派遣) | 7.9% | 90.4% | 1.7% | 1.2% | 31.4% | 58.1% | 9.3% |
| 養育費取り決め文書作成、養育費保証契約締結への補助金 | 7.2% | 91.4% | 1.4% | 1.2% | 21.8% | 67.5% | 9.4% |
| 養育費セミナー | 11.2% | 86.8% | 2.0% | 1.7% | 19.8% | 68.8% | 9.7% |
| ひとり親の親講座 | 5.3% | 92.8% | 1.9% | 0.4% | 23.0% | 66.9% | 9.7% |
| 父子交流事業(シングルファザーのしゃべり場) | 5.4% | 91.7% | 2.8% | 0.1% | 10.2% | 79.3% | 10.4% |
| 夜間電話相談 | 6.7% | 91.7% | 1.5% | 0.6% | 26.3% | 63.3% | 9.8% |
| 無料法律相談 | 19.2% | 79.2% | 1.5% | 5.3% | 37.5% | 48.2% | 9.0% |

福祉制度の認知状況、利用状況(全体) (問17)

- 福祉制度を知った方法については、「ひとり親家庭のしおり」(25.7%)、「区役所の相談窓口」(24.0%)、「横浜市のホームページ」(5.6%)といった行政の広報が多くなっています。

| | 全体 (n=304) | 母子家庭 (n=271) | 父子家庭 (n=33) |
|---------------------|------------|--------------|-------------|
| ひとり親家庭のしおり | 25.7% | 28.0% | 6.1% |
| 区役所の相談窓口 | 24.0% | 24.7% | 18.2% |
| 横浜市のホームページ | 5.6% | 4.1% | 18.2% |
| 広報よこはま | 3.3% | 3.3% | 3.0% |
| 友人・知人 | 2.0% | 1.8% | 3.0% |
| ひとり親サポートよこはまのホームページ | 1.6% | 1.8% | 0.0% |
| 親・親族 | 0.3% | 0.4% | 0.0% |
| 民生委員・児童委員 | 0.3% | 0.4% | 0.0% |
| 横浜市のSNS | 0.3% | 0.4% | 0.0% |
| ひとり親サポートよこはまのSNS | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| その他 | 3.0% | 3.0% | 3.0% |
| 無回答 | 33.9% | 32.1% | 48.5% |

※項目は全体で高い順で並べ替え

福祉制度の認知経路 (問17- (4) ・複数回答)

○ 「児童扶養手当」、「ひとり親家庭等医療費助成」を利用出来なかった理由を全体で見ると、「収入要件等のために利用できなかったから」が8割前後を占め、突出しています。

その他の制度については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が多くなっています。

| 利用出来なかった人（全体） | ひとり親サポートよこはま n=36 | マザーズ ハローワーク n=35 | 区役所の ジョブスポット n=24 | 母子家庭等就業・ 自立支援センター事業 n=13 |
|------------------------|----------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 利用したかった時に制度を知らなかったから | 63.9% | 51.4% | 50.0% | 69.2% |
| 希望する条件に合わなかったから | 8.3% | 22.9% | 16.7% | 23.1% |
| 収入要件等のために利用できなかったから | 13.9% | 5.7% | 4.2% | 0.0% |
| 忙しくて平日に申請等の時間が取れなかったから | 11.1% | 14.3% | 33.3% | 7.7% |
| その他 | 5.6% | 11.4% | 4.2% | 0.0% |

| 利用出来なかった人（全体） | 母子・父子家庭自立 支援教育訓練給付金 n=41 | 母子・父子家庭高等 職業訓練促進給付金 n=38 | ひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験合格支援 n=12 | 高等職業訓練促進貸付金・ 住宅支援資金貸付 n=28 |
|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 利用したかった時に制度を知らなかったから | 68.3% | 42.1% | 50.0% | 57.1% |
| 希望する条件に合わなかったから | 24.4% | 28.9% | 16.7% | 17.9% |
| 収入要件等のために利用できなかったから | 9.8% | 10.5% | 0.0% | 17.9% |
| 忙しくて平日に申請等の時間が取れなかったから | 9.8% | 7.9% | 16.7% | 7.1% |
| その他 | 2.4% | 18.4% | 16.7% | 3.6% |

| 利用出来なかった人（全体） | セーフティネット住宅 n=42 | 母子生活支援施設 n=13 | 児童扶養手当 n=149 | ひとり親家庭等医療費助成 n=100 |
|------------------------|--------------------|------------------|-----------------|-----------------------|
| 利用したかった時に制度を知らなかったから | 66.7% | 92.3% | 5.4% | 16.0% |
| 希望する条件に合わなかったから | 19.0% | 0.0% | 6.0% | 3.0% |
| 収入要件等のために利用できなかったから | 14.3% | 0.0% | 83.2% | 76.0% |
| 忙しくて平日に申請等の時間が取れなかったから | 2.4% | 7.7% | 2.0% | 2.0% |
| その他 | 4.8% | 7.7% | 8.7% | 11.0% |

| 利用出来なかった人（全体） | 母子父子寡婦 福祉資金の貸付 n=31 | ひとり親世帯フード サポート事業（ばくサポ） n=62 | 家庭生活支援員の派遣 （日常生活支援事業） n=44 | 思春期・接続期支援事業 （中学1年生家庭教師派遣） n=49 |
|------------------------|---------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| 利用したかった時に制度を知らなかったから | 41.9% | 66.1% | 43.2% | 77.6% |
| 希望する条件に合わなかったから | 22.6% | 0.0% | 25.0% | 14.3% |
| 収入要件等のために利用できなかったから | 29.0% | 4.8% | 11.4% | 0.0% |
| 忙しくて平日に申請等の時間が取れなかったから | 0.0% | 16.1% | 13.6% | 8.2% |
| その他 | 12.9% | 22.6% | 15.9% | 10.2% |

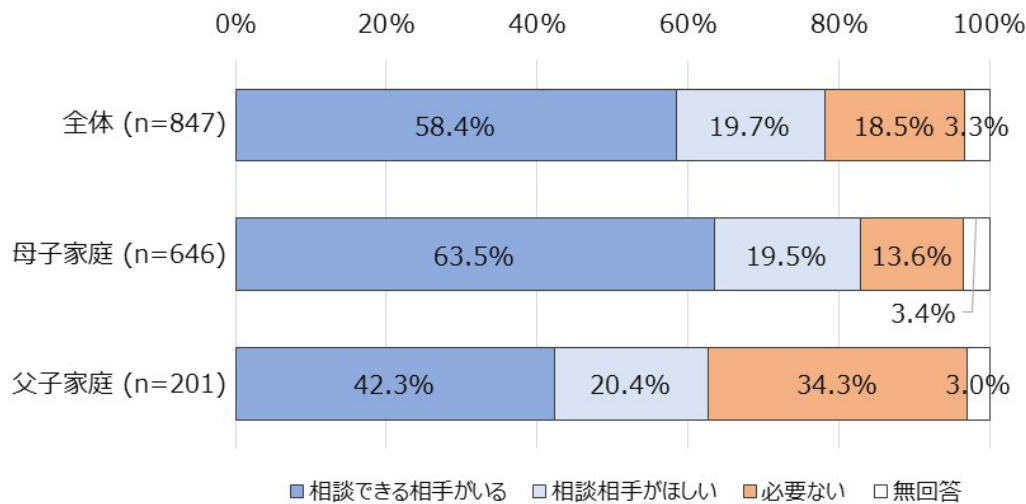
| 利用出来なかった人（全体） | 養育費取り決め文書作成、 養育費保証契約締結への補助金 n=70 | 養育費セミナー n=32 | ひとり親の親講座 n=24 | 父子交流事業 （シングルファザーのしゃべり場） n=16 |
|------------------------|--|-----------------|------------------|------------------------------------|
| 利用したかった時に制度を知らなかったから | 84.3% | 78.1% | 83.3% | 68.8% |
| 希望する条件に合わなかったから | 2.9% | 0.0% | 0.0% | 12.5% |
| 収入要件等のために利用できなかったから | 0.0% | 3.1% | 0.0% | 0.0% |
| 忙しくて平日に申請等の時間が取れなかったから | 11.4% | 18.8% | 8.3% | 25.0% |
| その他 | 5.7% | 0.0% | 8.3% | 0.0% |

| 利用出来なかった人（全体） | 夜間電話相談 n=11 | 無料法律相談 n=36 |
|------------------------|----------------|----------------|
| 利用したかった時に制度を知らなかったから | 81.8% | 75.0% |
| 希望する条件に合わなかったから | 0.0% | 0.0% |
| 収入要件等のために利用できなかったから | 0.0% | 0.0% |
| 忙しくて平日に申請等の時間が取れなかったから | 9.1% | 19.4% |
| その他 | 9.1% | 5.6% |

利用出来なかった制度とその理由（問 17-（3）・複数回答）

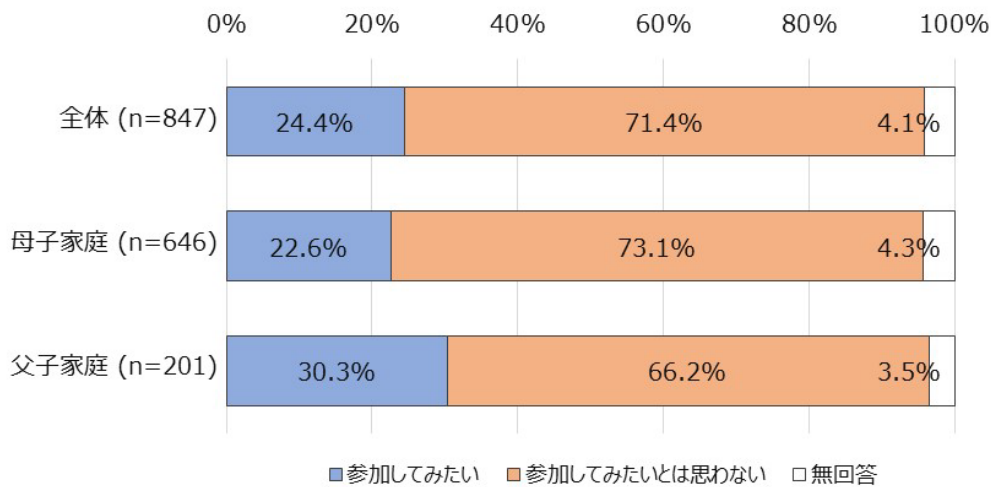
(5) 相談相手について

- 相談相手がいる母子家庭は63.5%（前回：74.9%）、父子家庭は42.3%（前回：49.8%）となっています。
 相談相手が欲しい母子家庭は19.5%（前回：12.6%）、父子家庭は20.4%（前回：20.4%）となっています。



相談相手の有無（問39・複数回答）

- ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は22.6%（前回：22.3%）、父子家庭は30.3%（前回：29.4%）と、父子家庭の方が高くなっています。



交流イベントやサークル活動への参加意向（問40）

(6) 主な自由意見（困っていること、悩んでいること、ご意見、要望等）について

母子家庭では、主に金銭面に関する不安や要望、自身やこどもの持病や不登校による不安が多かった。また、特に小学生以降の早朝夜間時間帯、土日、学級閉鎖時の預かり先等を求める声が多かった。

父子家庭では、収入制限があり、児童扶養手当等の支援が受けられないことに対するご意見が多かった。また、母子家庭に比べて、相談先の充実や、ひとり親家庭同士の交流会を求める声が多かった。

ア 困っていることや悩んでいること

【母子家庭】

- ・児童扶養手当等の金銭的な公的支援が、収入により制限されることへの不安や不満
- ・親の年金や子が18歳になったときに児童扶養手当がなくなることへの不安、自身の老後の不安
- ・障害を持つ子のひとり親の相談先や子が18歳以降になった際の支援の不足
- ・自身の持病による金銭的な不安、子の将来の不安
- ・副業を始めたいが、税金などのことがわからず踏み出せないでいる
- ・同じ住居に住んでいることで、他の親族から支援を受けていないのに世帯収入と一緒にされて児童扶養手当を受けられない
- ・自身の持病のため、在宅でできる仕事を探したい、在宅ワークだと残業もできるため収入を増やせる
- ・再婚したいが良きパートナーに出会えるのか
- ・大学の学費だけでなく、入学式に必要なスーツや成人式などのお金の工面が大変である
- ・物価があがって生活が苦しい、光熱費が高い
- ・ひとり親であることに対する周囲からの偏見、パワハラにより、精神的に追い込まれた
- ・こどもが、父親との触れ合いがないまま育つのが不安
- ・養育費が支払われない
- ・高校1年の娘と口喧嘩が絶えない事

【父子家庭】

- ・所得制限でサポートを受けられないのが残念
- ・周りに相談できる人も少なく、仕事、家事、育児、すべて苦しい
- ・同居の親と子どもがうまくいかない
- ・子供の学校内での親との交流が煩わしい。ひとり親ということでどうしても引け目を感じてしまう。
- ・男親に対する偏見に困っている

イ 要望

【母子家庭】

～金銭面～

- ・児童扶養手当等の支援制度について、所得制限をなくしてほしい
- ・児童扶養手当等の支援制度について、段階的に減らしてほしい（児童扶助手当の資格喪失に伴い、医療費、特別乗車券等、全ての援助を受けられなくなるのは大変）
- ・私立高校、大学を無料にしてもらいたい
- ・市営住宅を増やして欲しい、また家賃補助をして欲しい
- ・学費がかかるので、学校関係の援助がもう少しほしい
- ・離婚を成立させたいができていないため、長い間実質ひとり親家庭だが公的には何の支援も得ていない。支援の条件を一律に「離婚していること」に絞らず、各ひとり親家庭の実情に合った公的サポートが得られると嬉しい。
- ・高校時に予備校に通わせるための資金の貸付制度が知りたい
- ・高校の制服 学用品パソコンの補助金も考えて欲しい
- ・動物園、水族館などの入園料サービスも追加してほしい

～相談先・相談等～

- ・ 障害児のひとり親とのコミュニケーションの場が欲しい
- ・ 不登校の子供のための情報、相談など希望
- ・ 片親だと子供の日常生活の世話が不十分だと思う時があるため、そういったことを気軽に話せる人がいるとありがたい
- ・ 弁護士会の有料相談を利用したので、弁護士の無料相談を早くに知りたかった
- ・ ひとり親世帯の支援策がわかりづらい
- ・ 子供の今後、今後の生活・仕事、1か所で相談できる所を探しています
- ・ 相談や申込み等、平日のみの受付だと仕事があり行かれないので、土日も対応してほしい
- ・ 心療内科は敷居が高いが、メンタルケアをしてくれる病院や相談機関を充実させてほしい

～その他の施策～

- ・ 時間が足りないため、家事の負担軽減や日々の時間を捻出できるサポートの充実を求める
- ・ 特に小学生以降の早朝夜間時間帯の子育てサポートを安心してお願いできる環境があると、シングルマザーの仕事の確立に繋がりやすいと思う
- ・ 小学生以降も子どもが安全に面会交流を実施できる環境の整備
- ・ 小学校低学年でも 日曜祝日預かってもらえる場所、学級閉鎖等の時に見てもらえると場所が欲しい
- ・ 病児保育の数を増やしてほしい

【父子家庭】

～金銭面～

- ・ 児童扶養手当等の所得制限を撤廃すべき

～相談先・相談等～

- ・ 父子家庭において他の方がどのような生活、日常、仕事をされているか聞いてみたい
- ・ どのような援助制度があるのか、どこに相談すれば良いのか周知してほしい
- ・ 市や区で父子家庭・母子家庭合同の交流会が盛んに行われると嬉しい。学校についても父子家庭に配慮があったら助かる
- ・ 区役所に制度案内の一元的な窓口や専任の相談員などがあると良い
- ・ こどもの教育の相談相手が欲しい

～その他の施策～

- ・ 収入に限らず様々な支援を増やしてほしい
- ・ 中学の給食が始まってくれればありがたい。

ウ その他のご意見等

- ・ 横浜市の24時間型緊急一時保育事業には本当に助けられた
- ・ 共同親権という話も出ているが、元夫から親権を要求されたり、再びDV、虐待につながるのではないかと恐怖である
- ・ 相談への対応について区によってだいぶ差があると感じる
- ・ ひとり親ということで、金融機関の住宅ローンの審査が通りにくい。
- ・ 転職活動したいが、時間がない